

「いじめ」について考える

東洋大学経営学部 非常勤講師

玉川大学 教師教育リサーチセンター 非常勤講師

千葉吉裕

いじめ件数の増加が問題になってい
る。文部科学省では、全国すべての小
学校、中学校、高等学校及び特別支援
学校を対象に調査を行っており、集計
結果を毎年、公表している。

調査結果によれば、いじめ件数は令
和2年度51万7163件、児童生徒
100人あたり4.5件という割合で
起っている。この件数はいじめが常
態化していることを示しており、由々
しき事態と考えられている。ほとん
どの学校でいじめの早期発見、早期対応
を目的に、児童生徒に対し、年に数回
いじめのアンケートを実施しており、
それらをもとに教育委員会、文部科学
省に報告している。被害者保護の観点
から、「いじめられた」と言えば、それ
はいじめと認知することになっており、
教師が勝手に判断することはできない。
重大事態のいじめやいじめ自殺が起
こるとメディアが大々的に報道するの
で、いじめというと陰湿で残酷なもの
を想起する人が多いと思う。しかし、
実際のいじめは非常に多様で、報道さ
れるような重大事態に相当するものは
わずかである。

重大事態相当のものは、いじめと称
しているが刑法に抵触する犯罪行為で
あり、加害者は家庭裁判所での審判を
経て、少年院送致になることも珍しく
ない。行為によっては刑法に抵触する
場合があることを、児童生徒、そして
保護者に周知されれば、重態事態のい
じめやいじめ自殺も減らせるのではな
いかと期待される。

遊びを装っても、殴る、蹴るの暴力
をふるえば「暴行」。現金等を巻き上

げれば「恐喝」。ケガを負わせれば「傷
害」。万引きをさせたり、家の現金を
持ち出させたりすれば「強要」。所持
品を盗めば「窃盗」。教科書やノート
を破いたり、所持品を故意に壊せば「器
物破損」。無理矢理に服を脱がせて裸
にすれば「強制わいせつ」。誹謗中傷
すれば「侮辱罪」「名誉毀損」という
ように、いじめで警察に逮捕されるこ
ともあると知れば行動を抑制すること
もできるし、加害者を法が罰してくれ
るとわかれば、被害者が逃避や報復で
自殺することも防げるのではないかと
思う。しかも、刑事訴訟法で、教師は
犯罪を見逃すことはできず、告発の義
務を負っている。警察も教育的に配慮
し柔軟に対応してくれるので、警察と
連携していじめに対処することが求め
られている。

重大事態のいじめがわずかと
なる。では、増加しているのはどのよう
ないじめか。文部科学省は、詳細に調
べている。いじめの半分近くが、「嫌
なことを言われた」というもので、小
学校低学年で著しく増加傾向を示して
いる。

日常生活を送っていれば、誰でも対
人関係がこじれることもあるし、嫌な
思いをすることだってある。大人だって、
対人関係のストレスは避けては通れな
い。良好な人間関係を形成できるよう
対人スキルを身につけることが社会性
を備える上では欠かせないが、このス
キルは、生まれながらに身につけてい
るわけではなく、多くの経験を通して
発達していくものである。不快感を与
えたり、与えられたりする失敗経験を

経て学習し、少しずつ身につけていく。

小学校低学年の児童は、自分の気持
ちを表現したり、相手の気持ちを理解
したり、多面的に物事を捉えることも
まだまだ未熟な状態。ボキャブラリー
も少なく、コミュニケーションスキル
も乏しい。未熟さから、不満をあらわ
にしていまい、ぶつたり、嫌なことを
言ったり、人目を気にせず泣く、怒る
といった感情を発露することだってあ
る。それは、発達の過程と捉えること
ができる。そして、「いじめられた」
と言えば、被害者保護の立場で大人が
自分に味方してくれることも直感的に
理解している。すると「いじめ」を簡
単に口にしてしまうわけだ。

いじめの多様性を考慮すれば、すべ
ていじめをなくすというのではなく、
対人スキルの学習の機会と捉えて対処
する場合もあることを知ってほしい。
実際、小学校におけるいじめが起こっ
た後の対応は「仲直り」が多い。対人
スキルの発達はこのような段階を経
て、身につけていくことになる。

大人の世界をみれば、かつて泣き寝
入りをしていたような「ハラスメント」
から被害者の人権を守るような社会
に進歩した。しかし、その一方で被害
意識が極端化したり、被害者を装い、
人をおとしめたりするような行為も出
現するようになった。また、冗談も、
ふざけることもできず、言動に神経質
になるような向きもある。いじめの多
様性を考慮し、いじめに対する行き過
ぎた被害者保護への対応が、被害意識
の極端化につながらないことを願って
いる。